

低所得世帯支援給付金(こども加算給付金)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和6年6月3日時点の市区町村)

袖ヶ浦市長 様

市受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者 (世帯主の方が記入してください)

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
ソデガウラ タロウ	男	明治・大正・昭和・平成・令和	袖ヶ浦市坂戸市場1-1
袖ヶ浦 太郎	女	55 年 10 月 10 日	電話 0438 (62) 2111

2. こども加算給付金対象児童

	(フリガナ)	申請者との続柄	性別	個人番号	同居・別居の別	別居の場合は住所を記載	監護の有無
	氏名			生年月日			
1	ソデガウラ ジロウ 袖ヶ浦 次郎	子	男	平成 令和 27 年 1 月 1 日	☐ 同居 ☐ 別居		☒ 有 ☐ 無
2	ソデガウラ ハナコ 袖ヶ浦 花子	子	女	平成 令和 5 年 1 月 1 日	☐ 同居 ☐ 別居	千葉県木更津市〇〇-〇	☒ 有 ☐ 無
3				平成 令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		有 ・ 無
4				平成 令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		有 ・ 無
5				平成 令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居		有 ・ 無

○対象となる児童は、以下のとおりです。

ア 令和6年6月3日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和6年6月4日以降に生まれた新生児

ウ 令和6年6月3日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

※すでに本市、もしくは、他市町村から物価高騰緊急支援給付金(7万円)または、同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 申請額

対象児童数 2. こども加算給付金対象児童 欄に記載の人数	2人	× 50,000円 =	申請額	100,000円
-------------------------------------	----	-------------	-----	----------

4. 受取口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、受取先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
袖ヶ浦 ①銀行 ⑤農協 ②金庫 ⑥漁協 ③信組 ⑦信漁連 ④信連	袖ヶ浦 本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	ソデガウラ タロウ
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください。	1 0 ※		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口^①にチェック(レ)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 低所得世帯支援給付金(こども加算)(以下「こども加算給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ こども加算給付金の支給対象となるには、低所得世帯支援給付金(10万円)の受給者であり、平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要です。

② 非課税世帯の場合:世帯の中に、住民税が課税される所得があるのに未申告である者はいません。
均等割のみ課税世帯の場合:世帯の中に、住民税所得割が課税される所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に他の市町村において、同様のこども加算給付金の支給を受けた世帯ではありません。

④ こども加算給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、こども加算給付金の請求書として取り扱います。

⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算給付金が支給されないことに同意します。

⑧ こども加算給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算給付金を返還します。

提出書類

☒ 低所得世帯支援給付金(こども加算給付金)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。

☒ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税証明書または非課税証明書』の写し(コピー)
令和6年1月2日以降に入国された方については、入国日が確認できる書類(パスポートの写し、住民票の写し、在留カードの写し等)

【児童と別居の場合は以下の書類が必要です】

※令和6年6月3日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合

☒ 別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー)※発行日から3か月以内のもの

☒ 別居している児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し(コピー)※発行日から3か月以内のもの

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 6 年 8 月 1 日

申請者氏名

袖ヶ浦 太郎